

令和2年第8回臨時会

新十津川町議会臨時会会議録

令和2年11月26日 開会

令和2年11月26日 閉会

新十津川町議会

令和2年第8回新十津川町議会臨時会

令和2年11月26日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第7号 専決処分の報告について
- 第4 発議第8号 新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第5 議案第72号 新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について

○出席議員（10名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
6番	杉本初美君	7番	西内陽美君
8番	長谷川秀樹君	9番	長名實君
10番	安中経人君	11番	笹木正文君

○欠席議員（1名）

5番 小玉博崇君

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
建設課長	谷口秀樹君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 中畑晃君

◎開会の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。
ただ今から、令和2年第8回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
-

◎開議の宣言

- 議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は10名であります。
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、3番、進藤久美子
君。4番、鈴井康裕君。両名を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
-

◎報告第7号の上程、説明、質疑

- 議長（笹木正文君） 日程第3、報告第7号、専決処分の報告についてを議題といたし
ます。
内容の報告並びに説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました報告第7号、専
決処分の報告について。
地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をする。
3ページをお開き願います。
専決第6号、専決処分書。
議決された契約金額の10分の1以内の額を増額することについて、地方自治法第180条

第1項の規定により、次のとおり専決処分。

専決月日、令和2年10月20日。

1、契約の目的、新十津川町庁舎建設事業車庫棟建設工事。

2、議決年月日及び議案番号、令和2年5月20日、議案第29号。

3、契約金額の変更内容、(1) 変更前の額1億9,239万円。

(2) 変更後の額1億9,318万2千円。

(3) 増減額79万2千円の増。

4、変更の理由、飛散性アスベスト除去工事の追加、産業廃棄物処分量の確定及び外構工事内容の変更により請負額の変更が生じたためでございます。

以上、専決処分の提案理由及び内容についての説明とさせていただきます。ご承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 内容の報告並びに説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

7番、西内陽美君。

○7番（西内陽美君） 変更の理由ですが、外構工事内容の変更とありますので、その変更内容についてお伺いいたします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 7番議員のご質問にお答えしたいと思います。

外構工事の内容の変更でございますけれども、今回、飛散性アスベストの除去工事が追加されたことによりまして、当初の工程が3週間ほど遅れが生じたことから、外構工事の工期内に完成しなければならないアスファルト舗装について、冬期施工になるということでございますので、アスファルト舗装をしなくなったということの外構工事の内容。

あとですね、その施工区分が、庁舎本体の工事と施工区分の境界がございました。そういったところで、いったん庁舎の付近の工事、今までは庁舎の工事で計上していたものを外構工事の方で実施するというようなやりくりをいたしました。以上でございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

2番、村井利行君。

○2番（村井利行君） 飛散性アスベストの除去工事というのがありますけどもね、これ見積時に確認はできなかったんでしょうか。ちょっとその辺確認したいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（谷口秀樹君） 2番議員のご質問にお答えをいたします。

この建物は、昭和60年に本体工事が一部建築されまして、平成2年に増築された建物でございます。この時期の建物につきましては、こういったアスベスト系の塗装がされていないということでの一般的に言われていまして、採用実績もあまりないということから、当初設計では計上していなかったということでございます。

○議長（笹木正文君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第7号、専決処分の報告についてを終わり、報告済みといたします。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、発議第8号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

7番、西内陽美君。

〔議会運営委員会委員長 西内陽美君登壇〕

○議会運営委員会委員長（西内陽美君） おはようございます。議長からご指示をいただきましたので、発議第8号についての提案理由並びに内容の説明を申し上げます。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条の規定により提出するものでございます。提出者と賛成者は、記載のとおりでございます。

裏面をお開きいただきたいと思います。

発議第8号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について。

提案理由でございます。

令和2年10月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当に関し所要の改定を行うため、この条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

続いて、内容をご説明いたしますが、議案とともに新旧対照表がお手元に配付されておりますので、そちらも併せてご覧いただきたいと思います。

新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるとなっております。

表題は、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の220を100分の215に改める。

第2条、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中、100分の215を100分の217.5に改めるものでございます。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するものといたしたいということでございます。

以上で、発議第8号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案者の提案理由並びに内容の説明を終わります。
ただちに、質疑に入ります。
質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、発議第8号を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。
したがって、発議第8号、新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第5、議案第72号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。
提案者の提案理由の説明を求めます。
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第72号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について。

新十津川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

末尾の6ページをお開き願います。

提案理由でございます。

令和2年10月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長及び教育長並びに職員の期末手当に関し所要の改定を行うため、これらの条例の一部改正について議決を求めるものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長より説明申し上げますので、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。
引き続き、内容の説明を求めます。
総務課長。

〔総務課長 寺田佳正君登壇〕

○総務課長（寺田佳正君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第72号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について、内容のご説明を申し上げます。

今回の条例改正は、提案理由にもありましたように令和2年10月の人事院勧告に準拠し、期末手当について所要の改正を行いたいとするものでございます。

はじめに、本年10月に2回にわたって示されました令和2年度人事院勧告における勧告及び報告の概要でございますが、一つ目が、民間ボーナスの支給割合との均衡を図るための期末手当支給月数を0.05か月引き下げること。

二つ目が、月例給について民間給与との格差が0.04パーセントであり、官民給与の格差が小さいことから、月例給の改定を行わないこと。この2点となっております。

それでは、改正内容のご説明を申し上げます。お手元に配付しております新旧対照表も併せてご参照いただきますようお願いをいたします。

新旧対照表1ページをご覧ください。

一部改正条例、第1条関係、第2条関係は、新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正で、第13条、期末手当の改正となります。

第1条関係は、令和2年度にかかる規定でございまして、第2項として、12月分の支給割合を現行の100分の130から100分の125に引き下げる改正。

第2条関係は、令和3年度以降にかかる規定で、6月及び12月分の支給割合をともに100分の127.5とする改正となっております。

第3項につきましては、再任用職員に係る規定でございまして、今回、支給割合の変更はございません。

次に2ページになります。

一部改正条例、第3条関係、第4条関係は、新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正で、第5条、期末手当の改正となります。

第3条関係は、令和2年度にかかる規定でございまして、町長、副町長及び教育長の12月分の支給割合を現行の100分の222.5から100分の217.5に引き下げる改正。

第4条関係は、令和3年度以降にかかる規定で、6月分及び12月分の支給割合をともに100分の220とする改正となっております。

次に2ページ、3ページになります。

一部改正条例、第5条関係は、新十津川町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の期末手当については、常勤職員の支給割合を準用することとなっておりますが、その支給割合をその会計年度任用職員が任用された年度の4月1日における割合とする旨を第3条及び第17条の第2項において新たに規定するものです。

会計年度任用職員につきましては、任期を最大1年として任用することとなっておりますが、その際、勤務条件として期末手当の支給割合を示しての任用としていることから、年度途中においてその支給割合を改定することは適当でないと考えられることから、第2項の規定を定めるものでございます。

この規定によりまして、会計年度任用職員の期末手当支給割合につきましては、令和3年度から改正後の常勤職員の支給割合が適用されることとなります。

次に、議案にお戻りいただきまして、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行することとし、第2条及び第4条の規定については、令和3年4月1日から施行したいとするものです。

最後に、今回の期末手当支給割合の改正による職員の影響額についてですが、理事者及び一般職職員分合わせまして、総額で182万6千円が影響額となります。一人当たり平均では年額約1万7,900円、この金額が減額となる見込みとなっております。

なお、この度の改正につきましては、すでに職員労働組合との交渉を終え、同意を得ておりますことを申し添えさせていただきます。

以上、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正についての内容説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で議案第72号について、提案理由並びに内容の説明を終わります。

直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号、新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたしました。

会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第8回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員